

# 委託業務特記仕様書

## (本業務の特記仕様事項)

**第1条** 本委託業務は、「公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書」に基づき実施しなければならない。

## (土木工事共通仕様書の適用)

**第2条** 本委託業務の施工については、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

## (土木工事共通仕様書に対する補足事項)

**第3条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

### (建設副産物)【追加】

#### 1-1-1-24 建設副産物

##### 14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずC O B R I Sにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

## (支障物件)

**第4条** 受注者は、業務着手前に必ず施工箇所の支障物件について確認し、監督員に報告すること。

## (交通誘導警備員)

**第5条** 交通整理の配置人員として、交通誘導警備員Bを合計10名（交替要員〔無し〕）を見込んでいるが、業務内容に変更が生じた場合は別途協議するものとする。

## (交通誘導警備員の配置に関する取扱い)

**第6条** 交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の配置については、円滑な道路交通と安全を確保するため、警備業者の警備員を活用することを原則とするが、警備員が確保できない場合に限り「自家警備」を行うことができるものとする。

なお、自家警備とは、工事等を受注した建設業者が、当該施工現場において自社の従業員及び役員等が交通誘導警備に従事することをいう。

2 自家警備従事者の資格要件については、交通誘導警備検定合格者（1級及び2級）のうち2年以内に法定教育を受講した者、または徳島県が実施する安全教育講習会を受講した者とする。ただし、規制区域毎に指揮命令系統が独立している必要があるため、交通誘導警備に必要な人員は全て同一の建設業者（元請業者に限る）とする。

#### 自家警備従事者の資格要件

	原則 警備業者の警備員	自家警備が可能	
		警備業者の警備員が 配置困難な場合	災害対応など 緊急を要する場合
・公安委員会の 指定区間 ・高速自動車道路 自動車専用道路	・交通誘導警備業務を行う 場所ごとに、検定合格警備員を 1人以上配置 ・同一の警備業者の警備員	・「交通誘導警備員の 配置に関する確認書」 の提出が必要  ・建設業者の従業員等で 次に該当する者 ①検定合格者のみ	・県監督員がやむを 得ない理由があると 認めた場合  ・建設業者の従業員等で いざれかに該当する者等 ①検定合格者 ②県実施の講習受講者
・上記以外の交通 頻繁な現道 (道路交通センサス 交通量4,000台/ 日以上の区間)	・工事ごとに、検定合格警備員を 1人以上配置 ・同一の警備業者の警備員		
・その他の道路	・警備業者の警備員	・「交通誘導警備員の 配置に関する確認書」 の提出が必要  ・建設業者の従業員等で いざれかに該当する者 ①検定合格者 ②県実施の講習受講者	

資 格	資 格 要 件
①交通誘導警備検定合格者 (1級及び2級)	・警備業法第23条第1項に定める検定(交通誘導警備)に合格した者 のうち、2年以内に法定教育を受講した者
②交通誘導警備に関し専門的な 知識及び技能を有する者	・徳島県が実施する安全教育講習を過去2年以内に受講した者

3 自家警備を実施しようとする場合は、受注者は、「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を発注者と徳島県警備業協会に電子メールにより送付し確認すること。なお、警備業協会の確認については、配置予定日から確認期間を考慮し、適切に行うこと。

4 自家警備の可否については、円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、交通量や交通誘導の複雑さ等の現場条件、及び安全講習受講者による体制の確保等から総合的に判断することとする。

5 自家警備の実績報告について、受注者は、自家警備従事者を配置した実績を作業日報と配置状況写真等により整理するとともに、「交通誘導警備員勤務実績報告書」と併せて報告するものとする。実績報告書への記載については、「交通誘導警備員B」の欄に集計し、「主な作業工種」の欄に、作業工種とともに「自家警備」の旨を記載すること。

なお、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

- 6 自家警備を行う場合の労務単価は、「交通誘導警備員B」とする。

#### (交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

**第7条** 本委託業務は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営 繕 費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：14.93%

2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.18%

- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

#### (再生利用のための建設副産物の搬出)

**第8条** 受注者は、本委託業務の施工により発生する建設副産物について、再資源化を行

うため産業廃棄物中間処理許可施設（再資源化施設）へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

#### **(しゅん工標設置)**

**第9条** 本業務委託は、しゅん工標の設置を省略する。

#### **(作業着手日)**

**第10条** 受注者は、発注者による作業指示があった場合は、特別の事情がない限り、30日以内に着手しなければならない。

#### **(資材価格高騰に対する特例措置)**

**第11条** 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

#### **(その他事項)**

**第12条** 本特記仕様事項に該当しない内容については、監督員と協議して定めるものとする。

様式 1

令和 年 月 日

殿

受注者 住所

氏名

印

## 現場責任者届

業務名

\_\_\_\_\_

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	( . . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

※ 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

※ 2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。

- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。